

議案第44号

世田谷区教育財産管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年12月7日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

令和3年12月20日付け組織改正等に伴い、世田谷区教育財産管理規則を一部改正する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育財産管理規則の一部を改正する規則

世田谷区教育財産管理規則（昭和40年3月世田谷区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び担当課」を削る。

第9条第1項中「昭和39年3月世田谷区規則第5号」を「平成27年3月世田谷区規則第34号」に改める。

附 則

この規則は、令和3年12月20日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

世田谷区教育財産管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区教育財産管理規則 昭和40年3月31日世教委規則第4号 <u>令和3年12月10日世教委規則第●号</u></p> <p>省略</p> <p>(教育財産の管理)</p> <p>第2条 学校その他の教育機関の長及び課(世田谷区教育委員会事務局組織規則(平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号)第2条第1項に規定する課をいう。以下同じ。)の長(以下「教育機関の長等」という。)は、教育財産の管理を行う。</p> <p>省略</p> <p>(教育財産の登録等)</p> <p>第9条 教育機関の長等は、世田谷区公有財産管理規則(<u>平成27年3月世田谷区規則第34号</u>。以下「区規則」という。)第17条の公有財産台帳に登録された土地、建物、工作物並びに地上権、地役権及びこれらに準ずる権利について、それらに係る図面その他の資料を整備しておかなければならない。</p> <p>2 教育機関の長等は、前項の公有財産台帳に登録した土地、建物及び工作物について、当該公有財産台帳と照合することにより、現状を確認するものとする。</p> <p>省略</p> <p><u>附 則 (令和3年12月10日世教委規則第●号)</u> <u>この規則は、令和3年12月20日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区教育財産管理規則 昭和40年3月31日世教委規則第4号</p> <p>省略</p> <p>(教育財産の管理)</p> <p>第2条 学校その他の教育機関の長及び課(世田谷区教育委員会事務局組織規則(平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号)第2条第1項に規定する課<u>及び担当課</u>をいう。以下同じ。)の長(以下「教育機関の長等」という。)は、教育財産の管理を行う。</p> <p>省略</p> <p>(教育財産の登録等)</p> <p>第9条 教育機関の長等は、世田谷区公有財産管理規則(<u>昭和39年3月世田谷区規則第5号</u>。以下「区規則」という。)第17条の公有財産台帳に登録された土地、建物、工作物並びに地上権、地役権及びこれらに準ずる権利について、それらに係る図面その他の資料を整備しておかなければならない。</p> <p>2 教育機関の長等は、前項の公有財産台帳に登録した土地、建物及び工作物について、当該公有財産台帳と照合することにより、現状を確認するものとする。</p> <p>省略</p>